

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金要綱

令和8年4月1日告示第121号

(趣旨)

第1条 松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 省エネルギー化や省力化が期待できる農業用設備・機械を整備する農業者及び堆肥生産や散布のための設備・機械を導入する農業者を支援することで、農業生産におけるエネルギー等の価格高騰や肥料価格高騰の影響を受けにくい、強い農業基盤づくりを進めることを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象は、地域の農業の担い手である市内の認定農業者等であって、本市の市税等を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、松阪市中小企業エネルギー価格高騰対策緊急支援補助金及び松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金の交付決定を受けた者は、交付対象としない。

3 補助金の交付は、同一の者が役員として登録されている複数の事業所から申請があった場合は、一つの事業所のみ交付する。

4 第1項の規定にかかわらず、同一の者が役員として登記されている複数の事業者から申請があった場合は、いずれか一つの事業者のみを対象とする。

(補助対象経費)

第4条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネルギー化や省力化が期待できる設備・機械又は高品質な堆肥の生産及び散布のための設備・機械導入に係る経費として、別表に記載されたものとする。

(交付額)

第5条 この補助金は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額が300万円を超える場合は300万円）とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、国、県、市等が行う他の補助金等の交付を受けた設備・機械の導入に係る経費については、補助対象経費としないものとする。

3 第1項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（添付様式第1号）
- (2) 収支予算書（添付様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手しようとするときは、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定前着手届（様式第1号の2）により市長に届出をしなければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、交付決定までの間に生じた損失等については、全て自己の責任において負担するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付が適当と認めるときは、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に当たり、必要に応じ、現地調査を行い、又は農業協同組合及び三重県（農業改良普及センターを含む。）の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（変更交付申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（添付様式第3号）
- (2) 収支決算書（添付様式第4号）
- (3) 支払明細書
- (4) その他市長が定める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金額が交付済額より少ないときは、交付対象者に対し、当該差額について期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定による補助金額の確定後において行うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合、申請者は第7条による交付決定を受けた後、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金請求書(様式第7号)に(概算払)と付した上で市長に提出することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 申請者は、本補助事業により取得した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで処分してはならない。

2 前項の規定に反し、申請者が減価償却期間中に財産を処分した場合、申請者は速やかに財産を処分したことを市長に報告しなければならない。

3 市長は前項の報告を受けた場合、減価償却の残存期間に応じた交付額若しくは交付額を上限として処分に際して取得した額に対して交付金の返還を命じることができるものとする。ただし、自然災害等、申請者の責によらない事由により、やむを得ず財産が処分されたと市長が認めた場合は、返還を求めないものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。

(4) 事業完了後、第12条第3項に規定する返還を求める事由に該当する財産処分を行ったとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(6) 事業遂行にあたり、問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付対象者に通知するものとする。

(保管書類の整備等)

第14条 交付対象者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(終期等)

第15条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和9年3月31日

とする。

- 2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。
- 3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）農業経営体物価高騰緊急対策事業の交付対象となる経費等

区分	対象経費	備考 (その他の要件)
<p>1. 省エネルギー化・省力化転換支援</p>	<p>省エネルギー化や省力化が期待できる農業用設備・機械</p> <p>(対象設備・機械の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の良い設備・機械 ビニールハウス改修 畜舎の空調改修 等 ・省力化が期待できる設備・機械 自動操舵機 ドローン 等 ・その他作業効率が良い設備・機械 トラクター 乾燥機 等 	<p>※交付決定後に発注を行ったものであること。</p> <p>※補助金の交付額が10万円以上となるものであること。(原則、事業費が消費税を除いた額で20万円以上であること。)</p> <p>※事業費の削減を図るため、原則、複数から見積を取得して発注先を決定すること。</p> <p>※対象の農業用設備・機械はおおむね5年以上使用できるものであること。</p> <p>※既存設備・機械の更新を行う場合は、従前の設備・機械より作業効率が高いもの、燃料消費が少ないものなど、能力向上が図られるものであること。</p>
<p>2. 畜産由来有機質肥料(堆肥)活用支援</p>	<p>家畜排せつ物を主原料とする有機質肥料(堆肥)の生産・散布など必要な設備・機械</p> <p>(対象設備・機械の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆肥舎 ペレット製造機 肥料散布機 等 	<p>※既存施設の改修に関しては、既存施設が3年以上使用可能であり、改修箇所が明確に確認できるものであること。</p> <p>※事業費の内、対象事業費は、原則、消費税額等を除いた除税後の額の1/2とする。ただし、あらかじめ、消費税の仕入税額控除の適用を受けないことが明らかな交付対象者については、除税前の対象事業費の1/2を補助金額とする。</p>

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金 交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)松阪市長

住 所
申請者 氏 名

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金 円を交付されるよう、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて下記「同意事項」に同意のうえ、申請します。

関係書類

- 1.事業計画書
- 2.収支予算書
- 3.その他市長が必要と認める書類

(同意事項)

市職員が、市税等の滞納がないことを確認するため、納税状況を閲覧することに同意します。

様式第1号の2（第6条第2項関係）

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日

（宛先）松阪市長

住 所
申請者 氏 名

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金の交付決定前に事業に着手したいので、下記の条件を了承の上、届け出ます。

1. 補助事業名
松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金
2. 事業着手予定日
令和 年 月 日
3. 事業完了予定日
令和 年 月 日
4. 交付決定前に着手を必要とする理由

【了承事項】

- (1) 交付決定までの間に生じた損失については、全て自己の責任とすること。
- (2) 本届出によって、補助金の交付決定や採択が約束されるものではないこと。
- (3) 審査の結果、不採択や減額となった場合でも、一切の異議を申し立てないこと。

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付けで申請のあった松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、下記のとおり交付することになったので、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

（決定の内容）

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金

（条件等）

- （1） この補助金の決定内容、条件等に違反したとき及び状況報告、実績報告の提出がなく、また調査の拒否があったときには、この決定通知を取り消すものとする。
- （2） この補助金は、上記の経費以外に使用又は流用してはならない。
- （3） この用途、その他につき松阪市の監査を行うことがある。
- （4） この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当額収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- （5） この事業により取得又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運営を図らなければならない。

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先)松阪市長

住 所
申請者 氏 名

年 月 日付で交付決定の通知があった松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、下記のとおり変更したいので、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定済額 | 円 |
| 2. 変更申請額 | 円 |
| 3. 補助金増減額 | 円 |
| 4. 変更の理由 | |
| 5. 変更の内容 | |
| 6. 関係書類 | |

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金変更交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付けで変更交付申請のあった松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、下記のとおり変更し、交付することに決定したので、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定済額 | 円 |
| 2. 変更決定額 | 円 |
| 3. 補助金増減額 | 円 |

(条件等)

- (1) この補助金の決定内容、条件等に違反したとき及び状況報告、実績報告の提出がなく、また調査の拒否があったときには、この決定通知を取り消すものとする。
- (2) この補助金は、上記の経費以外に使用又は流用してはならない。
- (3) この使途、その他につき松阪市の監査を行うことがある。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当額収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (5) この事業により取得又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運営を図らなければならない。

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)松阪市長

報告者 住 所
氏 名

年 月 日付けで交付決定のあった松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて実績報告します。

1.実績金額 円

2.関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支払明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付けで実績報告のあった松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

なお、超過交付となった補助金 円については、同要綱第10条第2項の規定により 年 月 日までに返還してください。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 確定額 | 円 |
| 3. 交付済額 | 円 |
| 4. 返還額 | 円 |

様式第7号（第11条関係）

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金請求書

年 月 日

(宛先)松阪市長

住 所
請求者 氏 名

年 月 日付けで交付決定の通知があった松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1.交付決定額 円
- 2.既受領額 円
- 3.今回請求額 円
- 4.残額 円

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・労働金庫
		本店・支店・出張所
	預金種別	普通 当座 その他()
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第8号（第13条関係）

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付けで交付決定の通知をした松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金について、松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、超過交付となった補助金 円については、同要綱第13条第1項後段の規定により 年 月 日までに返還してください。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付済額 | 円 |
| 3. 取消額 | 円 |
| 4. 返還額 | 円 |
| 5. 取消しの理由 | |

事業計画書

導入設備・機械等	町名	交付対象者名

1 現状及び目的

(1) 現状の設備・機械の有無 ()有 ・ ()無

※有の場合 現在使用している設備・機械のメーカー・規格等

メーカー	型番	主な仕様(出力等)

(2) 整備の目的

区分	目的	
1. 省エネルギー化・ 省力化転換支援	エネルギー効率の良い設備・機械の導入	
	省力化が期待できる設備・機械の導入	
	作業効率が良い設備・機械の導入	
2. 畜産由来有機質肥料 (堆肥)活用支援	堆肥の生産用設備・機械の導入	
	堆肥の施用用設備・機械の導入	

2 事業の概要

(1) 事業内容

(2) 対象となる事業実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

3 事業により達成したい目標

区分	具体的な目標 <small>(記載例:燃料使用量の〇%減、堆肥施用面積の〇アール増など。)</small>
1.省エネルギー化・ 省力化転換支援	
2.畜産由来有機質肥料 (堆肥)活用支援	

添付様式第2号(第6条関係)

収支予算書

収入

項目	金額	摘要
	円	
合計	円	

支出

項目	金額	摘要
	円	
合計	円	

事業報告書

導入機械・施設等	町名	交付対象者名

1 現状及び目的

2 事業の概要

(1) 事業内容

(2) 対象となる事業実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

添付様式第4号(第9条関係)

収支決算書

収入

項目	金額	摘要
	円	
合計	円	

支出

項目	金額	摘要
	円	
合計	円	